
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 261 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 261 回金融商品専門委員会（2026 年 9 月 2 日開催）において、適用時期の検討、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案及び改正企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」等の文案に関する検討について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（適用時期及び早期適用に関する事項）

2. 原則的な適用及び早期適用についての事務局の提案に賛同する。提案について、様々な点で金融機関への配慮がなされていると理解している。実態として、地域金融機関から 3 年半程度の期間でも対応が難しいとの意見があるが、国際的な実務との整合性の観点から、これ以上適用までの期間を伸ばすことが難しい点も理解できる。
3. 強制適用の時期については、十分な準備期間が必要との意見を踏まえた対応であり提案に賛同する。
4. 早期適用の提案についてはやむを得ないものと受け止めている。ただし、事務局では、今期末に期首に遡って適用する場合を想定して分析を行っていると理解している。この点、早期適用を目指して準備している財務諸表作成者によっては、社内手続の都合上、意思決定がずれ込む等の理由から、適用初年度の累積的影響額の算出が事後になってしまうケースが考えられる。事務局の分析が過度に強調された場合、早期適用が難しくなることを懸念しているが、このようなケースについて早期適用を否定しているものではないことを確認したい。

（金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案に関する事項）

選択可能な会計処理についてのコメント

5. 資料(2)-2 のコメント対応表 4. 41) について、以前の金融商品専門委員会において審議された、利息不計上の選択肢について、企業の状況と商品の特性の実態に応じて選択する

ものと考えられる旨をコメント対応案に記載することが提案されたと理解している。この点、利息不計上の選択肢がコメント対応表における「償却原価の算定方法」に含まれているか不明確であるため、この提案の内容をコメント対応案に残すことを検討いただきたい。

融資関連手数料の取扱いについてのコメント

6. 資料(2)-2のコメント対応表 4.48)について、「会計単位を切り離す」との表現があるが、「会計単位」との用語は連結・個別や本店・支店等の組織の単位を表す用語として使われることがあるため、表現の見直しを検討いただきたい。

金融保証契約の会計処理についてのコメント

7. 資料(2)-2のコメント対応表 9.7)について、金融保証契約の取扱いについて金融商品会計基準の結論の背景に記載したことにより、金融保証契約については引当金には該当しないものの、別途開示の定めにより、予想信用損失の残高については開示する必要があることが明らかとなったため、実務の助けとなると考える。
8. 資料(2)-2のコメント対応表 9.7)に関連して、日本基準では引当金の外貨換算差額の会計処理について明示的な定めがないため、貸倒引当金、金融保証契約及び貸出コミットメントの外貨換算について明示することを検討いただきたい。

(改正企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の文案に関する事項)

9. 資料(2)-3の文案の第90-4項について、「(1)予想信用損失の金額と(2)発生認識時の価額から収益に認識された累計額を控除した金額のいずれか高い額をもって貸借対照表価額とする」との表現が連続する2文にわたって用いられているため、2文目については代替の表現にすることを検討いただきたい。

(改正企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」の文案に関する事項)

10. 資料(2)-7の文案について、貸出コミットメント等及び金融保証契約について時価の開示を求めているか確認したい。
11. 資料(2)-7の文案の第22項及び第23項について、貸出コミットメント等及び金融保証契約について、「貸借対照表に計上されていない場合であっても」との記載があるが、どのような状況を想定した記載か確認したい。

(その他)

12. 日本公認会計士協会 監査・保証実務委員会実務指針第 61 号「債務保証及び保証類似行為の会計処理及び表示に関する監査上の取扱い」（以下「監査・保証実務委員会実務指針第 61 号」という。）には債務保証損失引当金の繰入額の表示や流動固定分類についても記載されていたが、監査・保証実務委員会実務指針第 61 号は廃止する方向であると理解している。この点、オフバランス項目の表示について、貸倒引当金の定めを準用することを記載するか、監査・保証実務委員会実務指針第 61 号の一部の記載を移管することがよいと考える。

以 上